

コンテンツ造成・受入環境整備助成事業 (Fukuoka East&West Coast プロジェクト)



1 本事業の目的

福岡市は、“仕事も遊びも全力になれるまち”を目指し、志賀島・北崎エリアの海辺の魅力をさらに高めていくことで、地域の観光振興・活性化を推進する「Fukuoka East&West Coast プロジェクト」に取り組んでいます。

本事業は、その志賀島・北崎エリアにおいて、観光客の満足度を高め、また、SDGs に配慮し、地域の活性化に寄与する地域資源を活用した滞在コンテンツの造成や受入環境整備を助成する事業です。

2 事業内容等

本事業は、志賀島・北崎エリアの地域経済活性化、観光客の回遊性向上に資するコンテンツ造成や受入環境の整備事業に対して助成を行います。

(1) 対象事業者

本事業に申し込むことができるのは、次のいずれかに該当する事業者、かつ、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。また、暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していないことが要件です。

① 民間事業者

法人及び個人事業主

② 観光関連団体等

福岡市内に活動拠点を持つ観光振興に取り組む団体（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正かつ継続的に行うことができるものに限り。）

※福岡市内に事業所を持たない民間事業者も対象となります。（市内の事業者や観光関連団体等との連携を評価します。）

※申請は1民間事業者、観光関連団体等につき1事業です。

(2) 助成対象事業

次の要件をすべて満たすものに対して助成します。

- ① 志賀島エリアまたは北崎エリアにおいて、自然、農業、漁業、文化、歴史などの地域資源を活用した、地域全体の活性化や旅行者の回遊性向上に資するコンテンツ造成、もしくは観光客の受入の環境整備事業
- ② 申込事業者だけでなく地域にとって有益となるもの
- ③ SDGs の達成に資するもの
- ④ 本助成を活用して実施したコンテンツの造成やコンテンツの磨き上げ、受入環境整備について、継続的に実施・販売することを前提とした取組み

留意点

本事業以外に国、県、本市が別に実施する類似の支援事業を活用した場合、同一の経費を二重に請求することはできません。

また、下記のような事業は対象になりません。

- ・政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ・公序良俗に反する事業

(3) 助成額（1事業あたり）

助成率及び助成上限額は、下記のとおりです。

助成率：2/3、助成上限額：50万円

※ただし、予算内で交付するため、申込内容・件数により、不採択もしくは申請額の満額とならない場合があります。

※算出した助成額に1千円未満の端数が生じるときは、切り捨てます。

(4) 助成対象経費

① コンテンツの造成に係る経費

- ・滞在コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・観光イベントの実施
- ・共通クーポン券等の企画開発
- ・志賀島エリア、北崎エリアの食材を活用した新メニューの開発（メニュー表に産地等を記載すること）
- ・ワークショップ等の開催
- ・造成したコンテンツに関するモニター実証の実施 など

② 備品の購入・設備の導入や受入環境整備にかかる経費

- ・必要な備品の購入や設備の導入 など

③ プロモーションに係る経費

- ・開発したコンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
- ・造成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝
- ・多言語情報提供（翻訳） など

(5) 助成対象外経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・採択決定前に発生した経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子 など

3 採択事業の選定について

(1) 採択件数

総合的な評価結果に基づき、各エリア5事業程度を選定します。ただし、応募全体の申込額の状況によっては、この限りではありません。

(2) 選定方法（書類審査）

複数の委員で構成される審査委員会を開催し、3(3)の選定基準に基づいて総合的に評価を行い、採択事業を選定します。

(3) 選定基準

本事業の要件に沿ったものであることを前提とした上で、申込書における各項目や費用積算の内容等について、以下の観点から評価を行います。

- ① 事業の具体性、実現性は見込まれるか。
- ② 申込者だけでなく、エリアの観光振興、地域活性化に資するものであるか
- ③ 環境に配慮されたものであるか
- ④ 継続性が見込まれるものであるか
- ⑤ 費用の計算、内容は適切か
- ⑥ 独自性、新規性があるか

※選定後、提案内容を基本として、内容に関し協議をさせていただく場合があります。

4 申請の流れ

(1) 本事業の流れ

- ① 申込み 【令和4年6月17日（金）～7月12日（火）】
- ② 審査委員会【令和4年7月中旬】
- ③ 採択決定 【令和4年7月中旬頃】※当財団 HP で公開いたします。
- ④ 事業実施 【採択決定後～令和5年2月28日（火）】
- ⑤ 交付申請・実績報告書・精算書類提出【事業終了後一ヶ月以内もしくは令和5年3月8日までのいずれか早い日までに提出してください。】
※実績報告書等の様式は、採択決定事業者へお送りします。
※領収書等で支払実績を確認させていただきます。
- ⑥ 交付額の確定・交付【～令和5年3月中】
※実績報告書等が提出され、審査を経て交付額を確定したのから順次交付します。

(2) 申込書類一式の提出

下記申込書類一式を事務局（メールアドレス：fcbv@welcome-fukuoka.or.jp）までご提出ください。

- ① コンテンツ造成・受入環境整備助成事業申込書【様式1】
- ② 費用積算書【様式2】
- ③ 会社（団体）概要が分かる資料（任意のもの）
- ④ その他参考となる資料（任意のもの）

必要に応じて、上記①～③を補足する資料（事業内容や実施場所周辺の位置図、類似コンテンツなど、造成するコンテンツがイメージできる写真等）を提出してください。

※上記のほか、追加で確認の書類等を求める場合があります。

【提出方法】

申込書類一式について、印刷したもの（①1部、②～④5部）及び電子データを下記まで提出してください。

【提出先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31 福岡市交通局庁舎4F

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 観光事業部

コンテンツ造成・受入環境整備助成事業（担当：中村・永田）

メールアドレス：fcbv@welcome-fukuoka.or.jp

※件名の冒頭に【コンテンツ造成・受入環境整備助成事業（社名）】を記載してください。

【提出締切】

令和4年7月12日（火）17時必着

5 その他

- (1) 採択された事業の実施にあたっては、Fukuoka East&West Coast プロジェクトのロゴの表示をお願いします（HP、チラシ、ポスター等への掲出、購入した備品へのロゴステッカー貼付など）。なお、この表示に係る経費は助成対象とします。
- (2) 申込者（代表者）の個人情報について、申込者が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを照会するため、福岡市及び福岡県警察に提供します。
- (3) 本提案募集に係る質問は随時受け付けますが、選定基準や評価に関することにはお答えできません。

6 提出先・問い合わせ先

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31 福岡市交通局庁舎 4F
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 観光事業部
コンテンツ造成・受入環境整備助成事業（担当：中村・永田）
TEL：092-733-5050 FAX：092-733-5055
メールアドレス：fcvb@welcome-fukuoka.or.jp
窓口受付時間：平日 10:00～16:00（土日祝日は休み）

※申請いただいた内容は福岡市（担当：地域観光推進課）とも共有します。問い合わせ内容によっては、福岡市から確認が入ることがございます。

※可能な限りメールまたはFAXにてお問合せください。